

コンゴ民主共和国国際平和協力業務実施計画

1 基本方針

コンゴ民主共和国については、1998年にルワンダ共和国及びウガンダ共和国の支援を得た反政府勢力が、コンゴ民主共和国政府への攻撃を開始し、これにアンゴラ共和国、ジンバブエ共和国及びナミビア共和国が介入し、アフリカ中央部における国際紛争に発展したが、1999年から2002年にかけて行われた各種の交渉により一連の和平合意が成立し、これに基づき外国の軍隊は撤退するとともに、コンゴ民主共和国の全ての勢力が参加する形で暫定政権が樹立された。また、1999年11月に国際連合安全保障理事会決議第1279号に基づき設立された国際連合コンゴ民主共和国ミッションが停戦監視等の活動を実施している。

昨年12月に、暫定政権の独立選挙委員会により憲法国民投票が実施され、コンゴ民主共和国憲法が可決されたことを受け、本年7月30日に同委員会により大統領及び国民議会議員の選挙の実施（大統領の選挙の第1回投票で過半数を獲得する候補者がいない場合は、選挙結果確定後15日以内に第2回投票を実施）が予定されているところ、国際連合から我が国に対し本件選挙に係る選挙監視団の派遣について要請があり、我が国としても、国際連合を中心とした国際平和のための努力に対し人的な協力を積極的に果たしていくため、この要請に応分の協力を行うこととする。このため、コンゴ民主共和国国際平和協力隊を設置することとし、選挙分野における国際平和協力業務を実施することとする。

なお、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年

法律第79号。以下「国際平和協力法」という。)第3条第2号の2に規定する受入国の国際的な選挙監視活動への同意並びに武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意という点に関しては、現状においては、本件選挙に係る国際的な選挙監視活動についてそれらが満たされており、また、国際平和協力法第6条第1項第3号に規定する我が国の国際平和協力業務の実施についての受入国の同意も得られている。

2 コンゴ民主共和国国際平和協力業務の実施に関する事項

(1) 国際平和協力業務の種類及び内容

国際平和協力法第3条第3号トに掲げる業務に係る国際平和協力業務

(2) 派遣先国

コンゴ民主共和国とする。

(3) 国際平和協力業務を行うべき期間

平成18年7月14日から同年11月30日までの間

(4) コンゴ民主共和国国際平和協力隊の規模及び構成並びに装備

ア 規模及び構成

(ア) (1)に掲げる業務に従事する者

(1)に掲げる業務を遂行するために必要な技術、能力等を有する者 8名

(イ) 国際平和協力本部長(以下「本部長」という。)は、このうち1名を隊長として指名するものとし、隊長は、本部長の定めるところにより隊務を掌理するものとする。

イ 装備

コンゴ民主共和国国際平和協力隊の隊員の健康及び安全の確保並

びに(1)に掲げる業務に必要な個人用装備（武器を除く。）

(5) 関係行政機関の協力に関する重要事項

ア 関係行政機関の長は、本部長から、(1)に掲げる業務を実施するため必要な技術、能力等を有する職員をコンゴ民主共和国国際平和協力隊に派遣するよう要請があったときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、当該職員をコンゴ民主共和国国際平和協力隊に派遣するものとする。

イ 本部長は、コンゴ民主共和国国際平和協力隊の隊員の採用に当たり、関係行政機関又は民間の団体の協力を得て、広く人材の確保に努めるものとする。関係行政機関の長は、このため必要な協力を行うものとする。

ウ 外務大臣の指定する在外公館長は、外務大臣の命を受け、国際平和協力業務の実施のため必要な協力を行うものとする。

エ 関係行政機関の長は、その所掌事務に支障を生じない限度において、本部長の定めるところにより行われる研修のため必要な協力を行うものとする。

オ 関係行政機関の長は、本部長から、その所管に属する物品の管理換えその他の協力の要請があったときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、当該協力を行うものとする。

(6) その他国際平和協力業務の実施に関する重要事項

本部長は、国際平和協力業務の実施に当たり、必要があると認めるときは、関係行政機関の長の協力を得て、物品の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供について国以外の者に協力を求めることができる。